

令和4年1月12日

四国運輸局長 殿

今治市長 徳永 繁樹

地域旅客運送サービス継続実施計画認定申請書

標記について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の3及び同法施行規則第35条の規定に基づき申請します。

1 地方公共団体名

今治市

2 法第27条の2第2項各号に掲げる事項

別添「今治市朝倉地域旅客運送サービス継続実施計画」及び「今治市吉海地域旅客運送サービス継続実施計画」のとおり

3 施行規則第35条第2項に基づく事項

別紙のとおり

(別紙)

施行規則第35条第2項に基づく事項

1 瀬戸内運輸株式会社(朝倉線)に係る事項

○適用を受けようとする規定

道路運送法施行規則第14条第1項各号に掲げる事項(事業計画の変更)

道路運送法施行規則第15条の13第1項各号に掲げる事項(運行計画の変更)

【共通事項】

・氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名

名 称 : 瀬戸内運輸株式会社

住 所 : 今治市東門町2丁目1番地

代表者名 : 取締役社長 渡邊 和秀

【事業計画の変更に係る事項】

・事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)

・変更しようとする事項

路線の変更(廃止)

(別添1のとおり)

【運行計画の変更に係る事項】

・設定又は変更しようとする事項

運行系統の変更(廃止)

・実施予定日

令和4年4月1日

2 瀬戸内海交通株式会社(下田水・津倉・田浦線)に係る事項

○適用を受けようとする規定

道路運送法施行規則第14条第1項各号に掲げる事項(事業計画の変更)

道路運送法施行規則第15条の13第1項各号に掲げる事項(運行計画の変更)

【共通事項】

・氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名

名 称 : 瀬戸内海交通株式会社

住 所 : 今治市大三島町宮浦5709番地

代表者名 : 代表取締役 門田 正孝

【事業計画の変更に係る事項】

・事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)

・変更しようとする事項

路線の変更(廃止)

(別添2のとおり)

【運行計画の変更に係る事項】

・設定又は変更しようとする事項

運行系統の変更(廃止)

・実施予定日

令和4年4月1日

3 常盤タクシー株式会社に係る事項

○適用を受けようとする規定

道路運送法第5条第1項各号に掲げる事項(事業の許可)

道路運送法施行規則第10条第3項各号に掲げる事項(運賃の届出)

[共通事項]

・氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名

名 称 : 常盤タクシー株式会社

住 所 : 今治市常盤町5-5-29

代表者名 : 代表取締役 矢野 秀樹

[事業の許可に係る事項]

・事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)

・設定しようとする事項

営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他(別添3のとおり)

[運賃の届出に係る事項]

運賃の設定(別添4のとおり)

・実施予定日

令和4年4月1日

4 有限会社おおしまタクシーに係る事項

○適用を受けようとする規定

道路運送法第5条第1項各号に掲げる事項(事業の許可)

道路運送法施行規則第10条第3項各号に掲げる事項(運賃の届出)

[共通事項]

- ・氏名又は名称及び住所並びにその代表者の氏名

名 称 : 有限会社おおしまタクシー

住 所 : 今治市吉海町幸新田105番地

代表者名 : 代表取締役 西 良一

[事業の許可に係る事項]

- ・事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)

- ・設定しようとする事項

営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他(別添5のとおり)

[運賃の届出に係る事項]

運賃の設定(別添6のとおり)

- ・実施予定日

令和4年4月1日

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の2第3項の
特定旅客運送事業者等の同意について

本計画は、以下のとおり地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の2第3項の同意を得て作成されたものである。

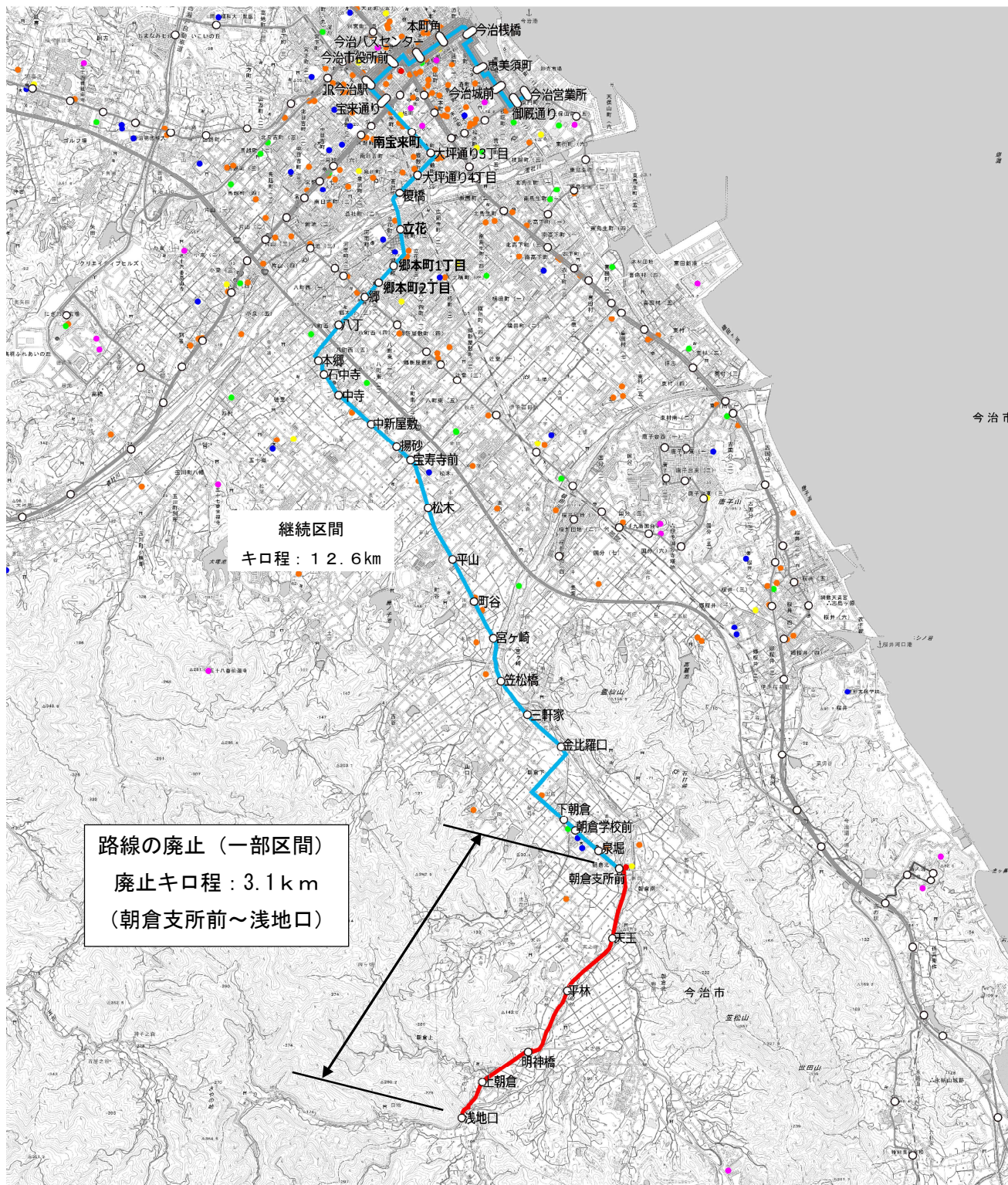
事業区分	事業者名	同意の形式
一般乗合旅客自動車運送事業	瀬戸内運輸株式会社	協議会開催(書面)
	瀬戸内海交通株式会社	協議会開催(書面)
	常盤タクシー株式会社	協議会開催(書面)
	有限会社おおしまタクシー	協議会開催(書面)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第27条の2第4項の規定による意見の聴取について

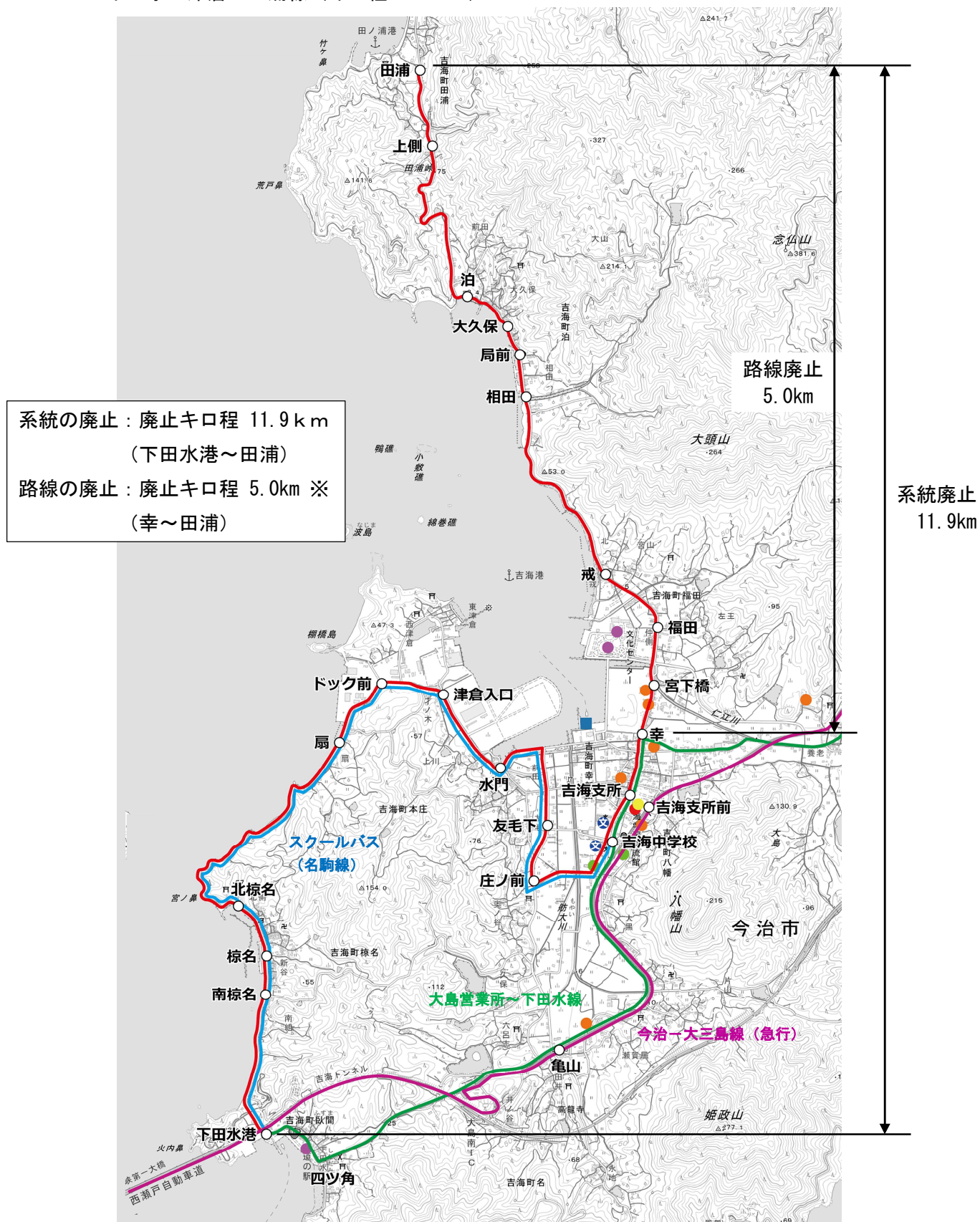
本計画の作成にあつては、下記のとおり関係する公共交通事業者等に対して意見を聴取した。

関係者	聴取方法等	
朝倉地区、吉海地区の再編事業に関する意見の聴取		
公共交通事業者等	四国旅客鉄道(株)愛媛企画部	協議会で聴取(R3.12.17)書面
	愛媛県バス協会	協議会で聴取(R3.12.17)書面
	今治タクシー事業協同組合	協議会で聴取(R3.12.17)書面
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会	協議会で聴取(R3.12.17)書面
	愛媛県旅客船協会	協議会で聴取(R3.12.17)書面
港湾管理者	愛媛県東予地方局今治土木事務所	協議会で聴取(R3.12.17)書面
道路管理者	四国整備局松山河川国道事務所	協議会で聴取(R3.12.17)書面
公安委員会	今治警察署	協議会で聴取(R3.12.17)書面
	伯方警察署	協議会で聴取(R3.12.17)書面

朝倉線 (キロ程 : 15.7km)



下田水・津倉・田浦線 (キロ程 : 11.9km)



※ 下田水港～吉海中学校間は、スクールバス (名駒線) が運行中
吉海中学校～幸間は、大島営業所～下田水線が運行中

(別添3)

一 営業区域

今治市朝倉地域

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

①主たる事務所

名称	位置
常盤タクシー株式会社	今治市常盤町5丁目5-29

②営業所

名称	位置
本社営業所	今治市常盤町5丁目5-29

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

営業所名	事業用自動車の数	乗車定員十一人未満の事業用自動車の数
本社営業所	7 台	7 台

四 自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	自動車車庫の位置	収容能力
本社営業所	今治市常盤町5丁目5-29	223.6 m ²

五 運送の区間

朝倉地域と朝倉地域中心地域の公共施設等を結ぶ区域

(別添図1)のとおり

六 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

月・水・金曜日運行(祝日・年末年始を除く)

	彩咲朝倉方面行き (終点到着時刻)	朝倉地域方面行き (起点出発時刻)
1	8:50	—
2	12:17	11:30
3	14:40	13:53
4	—	16:40

(別添4)

一 設定しようとする運賃及び料金を適用する運送の区間

朝倉地域と朝倉地域中心地域の公共施設等を結ぶ区間
(別添図1)のとおり

二 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

路線名	大人	小人
彩映朝倉行き	400円	200円

※1 障害者手帳所持者・65歳以上の高齢者・運転免許証自主返納者は半額

※2 幼児(1歳以上の未就学児)は保護者1人につき1名無料

※3 乳児(1歳未満)は無料

三 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行期間	令和4年4月1日～7年3月31日
------	------------------

(別添5)

一 営業区域

今治市吉海地域

二 主たる事務所及び営業所の名称及び位置

①主たる事務所

名称	位置
有限会社おおしまタクシー	今治市吉海町幸新田 105 番地

②営業所

名称	位置
本社営業所	今治市吉海町幸新田 105 番地
宮窪営業所	今治市宮窪町宮窪 5185 番地

三 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

事業用自動車の数

営業所名	事業用自動車の数	乗車定員十一人未満の事業用自動車の数
本社営業所	2 台	2 台
宮窪営業所	2 台	2 台

四 自動車車庫の位置及び収容能力

営業所名	自動車車庫の位置	収容能力
本社営業所	今治市吉海町幸新田 105 番地	140 m ²
宮窪営業所	今治市宮窪町宮窪 5185 番地	77 m ²

五 運送の区間

吉海地域(田浦、椋名)と吉海地域中心地域の公共施設等を結ぶ区域

(別添図2)のとおり

六 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間
月～金曜日運行(祝日・年末年始を除く)

田浦線

	田浦方面行 (起点出発時刻)	吉海支所方面行 (終点到着時刻)
1	7:05	7:45
2	10:00	10:50
3	12:50	13:40
4	16:00	16:50

棕名線

	棕名方面行 (起点出発時刻)	吉海支所方面行 (終点到着時刻)
1	7:05	7:45
2	10:00	10:50
3	12:50	13:40
4	16:00	16:50

(別添6)

一 設定しようとする運賃及び料金を適用する運送の区間

吉海地域において田浦方面、椋名方面と吉海地域中心部の公共施設等を結ぶ区間

二 設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

路線名	大人	小人
田浦線	400 円	200 円
椋名線	400 円	200 円

※1 障害者手帳所持者・65歳以上の高齢者・運転免許証自主返納者は半額

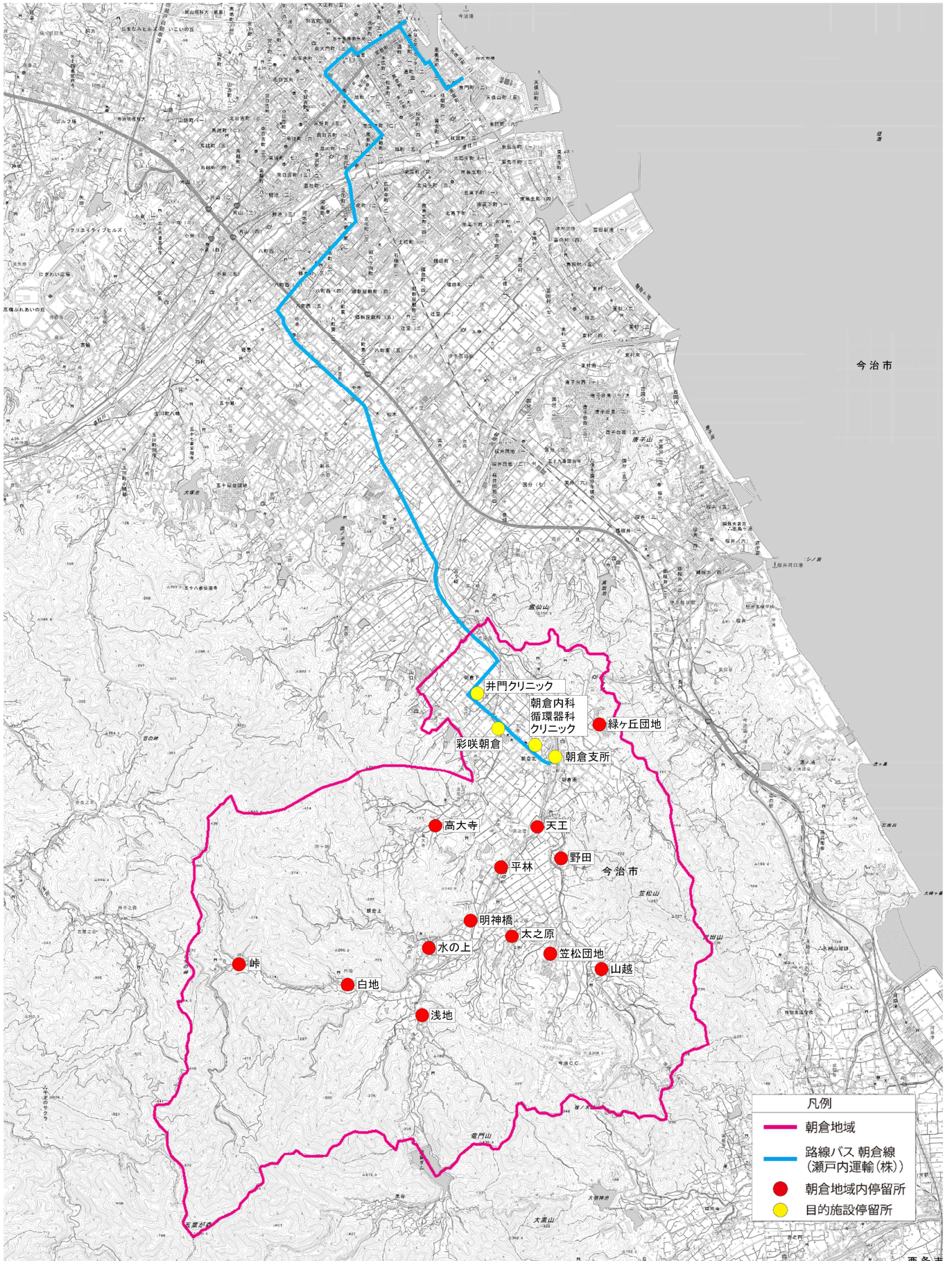
※2 幼児（1歳以上の未就学児）は保護者1人につき1名無料

※3 乳児（1歳未満）は無料

三 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行期間	令和4年4月1日～7年3月31日
------	------------------

朝倉地域



今治市

今治市

山口市

吉海地域

